

2018 年 2 月定例会個人質問

(西山あさみ議員)

2018 年 3 月 5 日

1, 名古屋市職員の長時間労働について

「サービス残業の実態がある」という認識はあるか

どのような改善策をとってきたか

【西山議員】 通告に従い、まず本市職員の長時間労働について質問します。

2015 年 12 月 25 日電通の新入社員だった高橋まつりさんが長時間労働やパワハラ等の劣悪な労働環境の中で自殺に追い込まれた問題が世論を動かし、国会でも働き方に関する議論がおこなわれています。

本市でも働き方改革の推進に関する予算が市民経済局からあがっています。

働き方が問題となっているのは民間企業だけではありません。厚生労働省は 2016 年 10 月～2017 年 6 月のまで間、長時間労働や賃金不払い、安全管理などの労働関係法令に違反した疑いで送検された企業などの一覧を公式サイトで公表し、その中には山口県の「宇部市上下水道局」が含まれるなど自治体職場の働き方も例外ではありません。

長時間労働や劣悪な労働環境は、職員の健康悪化にかかわる問題であり、市民サービスにかかわる問題です。心のゆとりや職員同士のコミュニケーションがとれてこそ、新たな発想や提案、市民サービスの向上につながります。

本市は 2010 年職員に対するアンケート調査を実施しており、主にサービス残業の有無に焦点をあてたものになっていましたが、人事委員会勧告でも「サービス残業の実態があるとの回答が相当数に及び、事態の深刻さを認識すべきものと考えられる」と述べています。

超過勤務の縮減についても、勧告の中で私が調べた限りでもこの 10 年間ずっと喫緊の課題などと記述されています。

総務局長に伺います。

人事委員会勧告にある「サービス残業の実態がある」という認識はありますか。

アンケート結果を受けて、サービス残業や長時間労働の抑制、働きやすい職場環境にするためにどんなことをおこなってきましたか。

適正な超過勤務の管理がなされているものと認識している

【総務局長】超過勤務は職務命令に基づき行うものであり、適正な超過勤務の管理をしていく上では、職員が超過勤務を命じられているのか否かを明確にするため、所属長による事前命令を徹底するとともに、超過勤務を命じた場合には、超過勤務時間の事後確認を確実にかつ速やかに行うこととしております。

これらの手続きを適正に行うことで、いわゆるサービス残業が生じなくなると考えていることから、人事主管課や管理職員を対象とした研修や会議など様々な場において徹底を指示しており、各所属において適正な超過勤務の管理がなされているものと認識しております。

長時間労働の抑制につきましては、全庁的に毎週水曜日、毎月 8 日及び 24 日を定時退庁日とし、7 月及び 8 月を定時退庁強化月間としております。また、各所属において超過勤務の目標時間数を設定し、これに対する実績状況を把握することや、長時間労働者に対して業務分担の見直しなど超越勤務解消のためのヒアリングを実施することとしております。

このように、総務局といたしましては、適正な超過勤務の管理や長時間労働の抑制など、職員が働きやすい職場環境にするため、様々な取り組みを行っているところでございます。

名古屋市では非常時を上回る超過勤務が常態化している。これをどう受け止めているか

【西山議員】厚生労働相が過労死のリスクが高まると位置づける「過労死ライン」は月 80 時間で、これは「月～金まで毎日 3～4 時間の残業をして、毎週土日のどちらかに 4 時間の休日出勤」というもので、家族との時間はほとんどともに取れません。

昨年、衆院選、投開票日前日の 10 月 21 日、兵庫県川西市の選挙管理委員会に所属する職員の男性が、勤務中に事故を起こし、軽乗用車を運転していた相手女性が死亡、同乗の女性も大けがを追う事故がありました。男性職員は 9 月 19 日以降、1 か月間 1 日も休みがなく、残業時間は 100 時間を超えており市役所の勤務時間に関する資料を押収し捜査がおこなわれています。

京都市では、2013 年 10 月、長時間残業による精神疾患が原因で職員が自殺。遺族は 2016 年 6 月市を相手取り損害賠償を求めて奈良地裁に提訴。市は今年 1 月、安全配慮義務違反を認めて 5 千万円を支払うことで和解する方針を固め 2 月定例会に関連議案が提出されると報道されています。男性職員が亡くなる直前の 1 か月間の残業時間は 100 時間 30 分に上っていたそうです。

では、本市職員の働き方はどうでしょうか。

総務局長は毎年「総実勤務時間の短縮」（2016 年からは「職員のワーク・ライフ・バランスの推進について」）という通知を出し、長時間労働の是正や休暇の取得率向上に取り組んでいます。通知では、年間 360 時間・月 45 時間、本庁・区役所等では年間 600 時間を超えて超過勤務を命じてはならない、となっています。

しかし実際には、年間 600 時間を超えて働いた職員が多数おり、2014 年度 237 人、2015 年度 268 人、2016 年度 294 人と年々増えています。

2011 年に発生した東日本大震災の後、本市も東日本大震災を踏まえたさまざまな対応におわれ、超過勤務時間の上位 6 人を消防局職員が占めたことがありました。

1 番多かった職員で 1279 時間。消防局職員を除いて超過勤務が多かったのは区役所職員で 998 時間でした。

5 年経過した 2016 年の年間超過勤務時間数はどうでしょうか。

1 番多い職員で 1326 時間、1254 時間、1252 時間と続いて、上位 5 人が観光文化交流局、子ども青少年局、教育委員会となっています。1000 時間以上の超過勤務をおこなった職員は、2015 年で 11 人、2016 年で 16 人とやはり前年より増えています。

非常時にやむを得ず超過勤務が増えてしまうことはあるでしょうが、現在は通常時で非常時を上回る超過勤務がおこなわれているのです。

総務局長に伺います。

このような状況になっていることを、ワーク・ライフ・バランスを推進する総務局としてどう受け止めていますか。

適正な超過勤務の管理に取り組む必要がある

【局長】超過勤務は、臨時的、突発的な業務に適切に対応するために、一定程度発生するものと考えております。

しかしながら、ワーク・ライフ・バランスを推進していく上で、超過勤務を縮減していくことは、職員の健康管理や職務への意欲向上の観点からも、大変重要なことだと考えております。

そのため、とりわけ特定の職員に超過勤務が偏ることがないように、各所属が業務の効率的な遂行や業務分担の見直しを通じて業務の平準化を行い、適正な超過勤務の管理に取り組む必要があると考えております。

少なくとも 600 時間以上の残業をおこなっている職員がいる職場については人員を増やすべき

【西山議員】滋賀県では 2015 年、土木事務所において労使協定で決められた 1 カ月 100 時間を超える残業があったことや、年間 1000 時間を超える時間外勤務を行った職員が 20 人にのぼったことにより長時間労働の改善が大きな課題となっていました。

2017 年 1 月に滋賀県の人事委員会が時間外労働に関する職員アンケートを実施し、超過勤務がなくなる理由として “業務量が多く、現在の人員では対応できない。” が一般職で 66. 5%、管理職で 59. 1%と圧倒的 1 位となったことで、県議会では職員定数を 10 人増やす条例が可決され、昭和 55 年以来、37 年ぶりに職員を増やしています。

冒頭に示した 2010 年の人事委員会勧告のアンケート調査の中には、自由意見に、業務量、人員数、予算枠等のアンバランスを指摘するものが圧倒的に多かった。と述べられています。

総務局長に伺います。

1000 時間を超えるような超過勤務が増え続ける要因はやはり、総務局がこの間続けてきた人員削減の方針にあるのではないのでしょうか。少なくとも 600 時間以上の残業をおこなっている職員がいる職場については人員を増やす対応をおこなうべきだと思いますが、見解をお聞きます。

必要度・重要度の高い事務事業を行う職場等には増員している

【局長】私ども地方公共団体は、最少の経費で最大の効果をあげるため、常に組織及び運営の合理化に努め、効率的・効果的な行政運営を行う必要があると考えております。

超過勤務が多い職員が所属する職場につきましては、繰り返しになりますが、業務の効率的な遂行や、業務分担の見直しを通じて業務の平準化を行い、さらに必要に応じて各局内で定員を調整するなどにより、適正化を図るものと考えております。

また、全庁的な定員管理におきましては、民営化や委託化、嘱託化などにより、職員が直接行っている業務を減らすとともに、このことにより削減できる定員の一部を使い、各局からの要求を踏まえ、時代の流れに即した新たな行政サービスへの対応など、本市として必要度・重要度の高い事務事業を行う職場等に増員を行っております。

1000 時間以上もの超過勤務を行う職員がいる状況を異常事態だと思わないのか

【西山議員】サービス残業について答弁はいただきましたけれど、サービス残業はないと考えているというような答弁でした。しかし実際には、人事委員会の勧告の中で、アンケート調査の中でも相当数のサービス残業があると回答があると言われているわけですから、実際の事態を把握ができていないとまず指摘させていただきます。

そして長時間労働について問題意識も感じられないような答弁でした。

1、000 時間以上もの超過勤務を行う職員がいるこの状況を異常事態だと思わないのです

か。異常事態だと認識しているか、していないか、お答えください。

1, 000 時間以上の超過勤務は望ましくない

【局長】平成 28 年度には、名古屋城本丸御殿の第二期公開、児童相談所の児童虐待相談への対応、県費負担教職員の権限移譲など、臨時的、突発的な業務による長時間労働が発生しているところでございます。

しかしながら、1, 000 時間以上の超過勤務を行うことは望ましいことだとは考えておりませんので、各局に対し、業務の効率化や平準化などを行い、長時間労働を抑制するよう、今後も継続して指導してまいりたいと考えております。

公務員も人員増に舵をきる時が来ている

【西山議員】年間 1000 時間以上の超過勤務というのは、1 年中、過労死ラインを超える 80～100 時間の残業をしていたことになります。観光文化交流局職員の 2016 年 5 月の超過勤務はその月だけで 203 時間。子ども青少年局職員は同じ年の 6 月から 12 月まで半年間、毎月 105 時間～122 時間の超過勤務です。

これを異常事態だと思わないこと自体が異常です。

答弁にあった業務分担の見直し、効率的な業務運営は少なくとも 10 年前から人事委員会に指摘されています。10 年かかっても減るどころか増え続けているわけですから、やり方が間違っているんです。

国では人事院が公務員の人事管理に関する報告の中で「マネジメント強化、業務合理化等を進めてもなお恒常的に長時間の超過勤務を行わざるを得ない場合には、業務量に応じた要因が確保される必要がある」と述べています。公務員も人員増に舵をきる時が来ています。

行政責任を持ちながら超過勤務を縮減していくためには、人員増に舵をきるべきだということを申しあげて質問を終わります。

2、性暴力防止に向けた理解促進

—男女平等の観点から

性暴力防止に向けた理解促進のためのグッズなどを作成し、学校等で活用すべき

【西山議員】次に、性暴力防止に向けた理解促進について伺います。

ハリウッドの女優たちが性暴力被害を告発した#Me tooムーブメントなど性暴力被害が大きな社会問題となっています。日本でも約110年ぶりに性犯罪に関する刑法の大幅改正がおこなわれ、さらに、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを、2020年までに各都道府県に最低一カ所設置することを掲げています。

いよいよ被害実態にふさわしい地方公共団体での取り組み強化が本格的に求められるときになりました。

2017年6月、性暴力を扱ったNHKのある番組で行われたネットアンケートでは、“性行為の同意があったと思われても仕方がないと思うもの”として、2人きりで飲酒27%、2人きりで車に乗る25%、露出の多い服装23%、泥酔している35%となっています。実に4人に1人が「2人で車に乗る」だけで性行為の同意があると考えているという結果です。

「被害に会った時に激しく抵抗し、大声を出せば避けられるんじゃないかと思う」「死ぬ気で抵抗すれば防げる。性交が成し遂げられたのは、女が途中で諦め、許すからである」と視聴者からのFAXも紹介されました。こうした「抵抗しない被害者が悪い」という性暴力に対する社会的偏見の解消と被害者も加害者も生み出さない努力が必要です。

被害者の側も、「恥ずかしくて誰にも言えなかった」「自分さえ我慢すればなんとかこのままやっていけると思った」と苦しみを一人で抱え込んだり、人に相談しても「あなたにも責任があるのではないか」「必死で抵抗しなかったあなたが悪い」「そんなことは早く忘れなさい」と言われ、さらに声をあげられなくなることで支援への結びつきが絶たれてしまうことになります。

福岡県では性暴力やリベンジポルノ、ストーカーやJKビジネスとはなにかを解説したデートDVのパンフレットを作成し高校1年の全生徒に配布しています。

仙台市では、被害にあった子への声かけの仕方、悪いのはイヤなことをおこなった人であなたは何も悪くないというメッセージなども含めて性暴力に限った大人用、子ども用と2種類のリーフレットを作成し、子ども用は市内の小・中学校生徒に配布されています。

これは北海道が作成しているパンフレットです。プライベートゾーンはどこかなど、

わかりやすいイラストで描かれています。

2016 年 3 月名古屋市男女平等参画推進会議による男女平等参画に関する大学生の意識調査結果報告書の中には、「性暴力やセクシャルマイノリティに対する知識・理解の促進」が今後取り組むべき具体策として提言されています。

総務局長に伺います。

性暴力の防止や偏見を解消するためにどんなことをおこなってきましたか。

本市でも仙台市のリーフレットのような性暴力防止に向けた理解促進のためのグッズなどを作成し、学校等で活用すべきだと思いますが、見解をお聞きます。

市がすでに作成しているハンドブックやポスターを引き続き活用

【総務局長】性暴力はもとより、あらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、本市では男女平等参画推進なごや条例及び男女平等参画基本計画 2020 に基づき、従来より「性別にかかわる人権侵害の解消」の一環として、配偶者や交際相手等からの暴力の予防啓発の中で、性暴力防止に向けた意識啓発にも取り組んでおります。

具体的には、内閣府が定める「女性に対する暴力をなくす運動」期間がある 11 月には、男女平等参画推進センターにおいて、性暴力被害者支援について考える講座を実施しているほか、年間を通じて、高校や大学等で生徒や教職員向けに、相談室の専門相談員が講師を務める「デート DV 防止出張講座」を実施しております。

また、若年層向けデート DV 防止の啓発ハンドブックを作成し、教育委員会と連携して市立高校生とその保護者へ配布しているとともに、デート DV 防止啓発ポスターを作成し、私立高校等へ配布しているほか、性教育に取り組む団体等と連携するなど、様々な機会を通じて啓発に取り組んでおります。

議員ご提案のグッズにつきましては、これまでに作成しているハンドブックやポスターを引き続き活用して、性暴力防止に向けた理解の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

性暴力は、男女がお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものと認識しており、今後も、暴力を容認しない社会環境を整備するための啓発に取り組むことにより、だれもが性別にかかわらず人権が尊重される社会、すなわち男女共同参画社会の実現を進めてまいります。

性暴力とは何か、正しい理解を広げ性暴力を防止すべき

【西山議員】私は実際に被害に遭った方がたから話を聞きましたが、PTSD や自傷行為、解離などの症状で、その日から普通の生活すら送れなくなってしまった人たちがいます。

同じ性暴力を受けたとしても対応してくれる環境に出会えていたらもう少し普通の日常生活を送れていたかもしれない、という声もお聞きました。

私は 18 歳のときに友人の父親から強姦の被害にあいました。助けを求めることもそして相談をすることもできませんでした。そのとき以降、幼い頃に受けてきた性的虐待の記憶がよみがえるようになりました。当時の私にはその行為がなんなのか、そういうことも分かりませんでした。そして今この瞬間まで、この事実を誰かに話すことはできませんでした。幸い私は現在まで PTSD や乖離などの症状がでることはありませんでしたが、多くの皆さんがそういった症状に今も苦しんでおられます。そして私自身もこの記憶が濃くなることはあってもその記憶がなくなることは現在もありません。一人の被害者を見逃してしまうことが、新たな被害者を生み出す悪循環に繋がっていきます。ジェンダー意識の一環という位置づけだけでなく、性暴力とは何か、正しい理解を広げ、性暴力の防止に取り組んでいただきますよう要望しこの質問を終わります。

一人の被害者を見逃してしまうことが、新たな被害者を生み出す悪循環に繋がっていきます。

ジェンダー意識の一環という位置づけでなく、性暴力とは何か。正しい理解を広げて性暴力の防止に取り組んでいただきますように要望し、この質問は終わります。